

<件名>

【お知らせ】マイナポータルからのパスポートのオンライン申請の運用開始

<ポイント>

○本年 8 月 25 日以降、国外転出者向けマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからパスポートのオンライン申請が可能となる予定です。

○マイナポータルからの申請方法の詳細については、8 月 25 日以降に外務省ウェブサイトに掲載予定の操作説明動画やマイナポータルの操作マニュアルをご参照ください。

○なお、オンライン在留届（ORR ネット）からのオンライン申請も引き続きご利用いただけます。

<本文>

1. マイナポータルからのパスポート申請の開始

本年 8 月 25 日午前 8 時（日本時間）以降、国外転出者向けマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからパスポートのオンライン申請が可能となる予定です。

なお、オンライン在留届（ORR ネット）からのオンライン申請も引き続きご利用いただけます。

【ご参考：デジタル庁ウェブサイト】

●マイナアプリについて

<https://services.digital.go.jp/mynaapp/news/20260728-01/>

●パスポート申請画面について

<https://services.digital.go.jp/mynaportal/news/838dad920929d56e68635/>

2. 申請方法

マイナポータルからパスポートを申請される際は、事前にスマートフォンにマイナアプリ（8 月 25 日提供開始予定）をインストールの上、ご利用ください。

マイナポータルからの申請方法の詳細については、8 月 25 日以降に外務省ウェブサイトに掲載予定の操作説明動画やマイナポータルの操作マニュアルをご参照ください。

外務省ウェブサイト：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>

マイナポータル操作マニュアルウェブサイト：

<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0225.html>

3. オンライン在留届（ORR ネット）との相違点

マイナポータル申請と従来の ORR ネット申請の主な相違点は次のとおりです。

(1) マイナポータルからパスポートを申請する場合は、「国外転出」と記載されたマイナンバーカードが必要です。

(2) マイナポータルからのパスポート申請では、戸籍情報がシステム連携により自動的に取得されます。したがって、有効なパスポートをお持ちでない方や氏名や本籍地等に変更があった方がパスポート申請する場合に、別途戸籍謄本や電子戸籍パス（戸籍電子証明書提供用識別符号）をご用意いただく必要はありません。ただし、未成年者などのパスポート申請を法定代理人が代理提出する場合であって申請者と法定代理人の戸籍が異なる場合等には、電子戸籍パスが必要です。

(3) マイナポータルからは、在外公館等でパスポートを受け取る場合のほか、一時帰国中に日本国内の旅券事務所でパスポートを受け取りたい場合にもオンライン申請が可能です。

(4) マイナポータルから未成年者などのパスポート申請を法定代理人が代理提出する場合、法定代理人はマイナンバーカードを使って電子署名するため、別途署名画像をアップロードする必要はありません。

（なお、パスポートに記載する申請者の自署画像のアップロードは必要です。）

【参考】

● 国外転出者向けマイナンバーカードについて（在ニューヨーク日本国総領事館）：https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/News_2024-05-27.html

● パスポート申請について（在ニューヨーク日本国総領事館）：

https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00472.html

● 電子戸籍パスについて（法務省）：

<https://www.moj.go.jp/MINJI/denshikoseki/index.html>